

横浜市教育委員会
臨時会会議録

- 1 日 時 平成31年3月11日（金）午後2時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席者 鯉渕教育長 大場委員 間野委員 宮内委員 中村委員 森委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 臨 時 会 議 事 日 程

平成 31 年 3 月 11 日（金）午後 2 時 00 分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

3 審議案件

教委第 74 号議案 横浜市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部改正について

教委第 75 号議案 横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

教委第 76 号議案 横浜市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部改正について

教委第 77 号議案 横浜市立学校の校長及び教員の選考に関する規程の一部改正について

教委第 78 号議案 横浜市立学校条例の一部改正に関する意見の申出について

教委第 79 号議案 横浜市教職員第一健康審査会委員及び横浜市教職員第二健康審査会委員の委嘱について

教委第 80 号議案 教職員の人事について

教委第 81 号議案 教職員の人事について

教委第 82 号議案 教職員の人事について

教委第 83 号議案 教職員の人事について

教委第 84 号議案 教育委員会事務局職員の人事について

4 報告案件

教委報第 3 号 教育委員会事務局職員の人事に関する臨時代理報告について

5 その他

[開会時刻：午後2時00分]

鯉淵教育長 それでは、ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。
初めに、先ほど放送がありましたとおり、東日本大震災により犠牲となられた方々に哀悼の意を捧げるため、震災が発生した午後2時46分になりましたら、1分間の黙とうをお願いいたします。
続きまして、事務局から報告を求められておりますので、報告をお願いします。

山岸総務課長 事務局より報告いたします。本日の議事日程として予定しておりました教委第82号議案「教職員の人事について」は、現在調整中のため、取り下げさせていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

鯉淵教育長 報告にありましたとおり、教委第82号議案「教職員の人事について」は、取り下げとすることによろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

鯉淵教育長 それでは、教委第82号議案は取り下げといたします。
次に、議事日程に従い、会議録の承認を行います。2月15日の会議録の署名者は間野委員と森委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正等を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

鯉淵教育長 それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。
なお、3月1日の教育委員会定例会の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。
次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

小林教育次長 【一般報告】

1 市会関係

○3/8 本会議（第5日）追加議案上程・質疑・付託

教育次長の小林です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、3月8日に本会議第5日目が開催され、追加議案上程・質疑・付託が行われました。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

○3/3 平成30年度横浜市教育委員会表彰式・横浜優秀教員表彰式

○3/5 平成30年度横浜市優秀教育実践校表彰式

○卒業式関係

(2) 報告事項

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、3月3日に横浜市教育委員会表彰式・横浜優秀教員表彰式が横浜サイエンスフロンティア高等学校で行われ、教育長及び教育委員が出席いたしました。まず、第1部の教育委員会表彰では、児童生徒の部116名27団体を、成人の部では35名3団体を表彰いたしました。続く第2部の優秀教員表彰では、最優秀教員5名、優秀教員36名、優秀教員奨励賞16名、優秀チーム賞10チームを表彰いたしました。

3月5日には、平成30年度横浜市優秀教育実践校表彰式が行われ、鯉淵教育長より本年度の優秀教育実践校を表彰いたしました。表彰されたのは、子安小学校、富士見台小学校、港北小学校、飯島小学校、緑園東小学校、中川中学校、新井小学校桜坂分校、新井中学校桜坂分校、上菅田特別支援学校の各校です。表彰理由となった各校の取組内容については、別紙の一般報告資料を御覧ください。

続いて、卒業式関係ですが、本日の午前中に卒業式を行った市立学校があります。そのうち、根岸中学校には鯉淵教育長が出席し、お祝いの言葉を述べました。また、小田中学校には大場委員が、大鳥中学校には間野委員が出席し、同じくお祝いの言葉を述べております。

私からの報告は以上です。

鯉淵教育長

報告が終了いたしました。何か御質問等がございますか。

それでは、次に議事日程に従いまして、審議案件及び報告案件に移ります。

まず、会議の非公開について、お諮りします。教委第78号議案「横浜市立学校条例の一部改正に関する意見の申出について」は、議会の審議案件のため、教委第79号議案「横浜市教職員第一健康審査会委員及び横浜市教職員第二健康審査会委員の委嘱について」、教委第80号議案、教委第81号議案及び教委第83号議案の「教職員の人事について」、教委第84号議案「教育委員会事務局職員の人事について」、教委報第3号「教育委員会事務局職員の人事に関する臨時代理報告について」は、人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、教委第78号議案から教委第81号議案、教委第83号議案、教委第84号議案及び教委報第3号は、非公開といたします。

議事日程に従い、教委第74号議案「横浜市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部改正について」、所管課から説明いたします。

奥田国際教育等担当部長

国際教育等担当部長の奥田です。それでは、教委第74号議案を御覧ください。初めに2ページを御覧ください。提案理由でございます。横浜市立高等学校の授業料の納期限を変更するため、横浜市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部を改正したいので提案するものでございます。

詳細な内容につきましては、高校教育課長より御説明申し上げます。

西村高校教育課長

高校教育課長の西村です。よろしく申し上げます。

ただいまありました横浜市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を議案として提案いたします。4ページに現行と改正案の新旧対照表がございますが、徴収の方法及び期限というところで、7月、10月、12月及び翌年2月の25日までという納期限がございますけれども、それを9月及び11月並び

に翌年1月及び3月の10日までという納期限に変更するものでございます。詳しくは1枚紙の別紙によって御説明申し上げたいと思います。

まず、改正の背景でございますが、現在、高等学校の授業料につきましては、国によります高等学校等就学支援金制度というものがあつて、受給資格を認定されると授業料の負担がなくなる制度でございます。したがつて、授業料は就学支援金の受給資格認定結果判明の後に、支援の対象とならなかつた生徒から徴収することにしております。現在、就学支援金の所得要件確認につきまして、保護者等から提出された税額証明書等によって行つておりますが、平成31年度からは、受給資格認定を行う神奈川県教育委員会が入学時に提出されるマイナンバーを利用して、税額情報を取得する方法に変更となります。税額情報取得に時間を要して、授業料徴収対象者の決定時期が遅くなることから、授業料の納期限を変更する必要があるということでございます。

2番目のマイナンバー導入後の税額確認方法・時期でございます。現行と変更後の表を作りましたが、新入生、それから4月から6月の在校生の分につきまして、現行は前年度の税額証明書等によって学校が徴収対象者を決定しておりますから、見てすぐにわかります。4月上旬にはほぼわかるということですが、マイナンバー利用ということで、神奈川県教育委員会が取得した前年度の税情報で学校が徴収対象者を決定いたしますのは、就学支援金の受給資格認定結果が出てからということになりますので、6月下旬になってしまうということでございます。それから、全学年、7月から6月分のものにつきましては、現行は、現年度の税額証明書等で学校が徴収対象者を決定するのが7月上旬、同じように来年度からは同様のことをやりまして、7月末には徴収対象者を決定できるというような事務スケジュールでございます。真ん中にある表につきましても、事務スケジュールとして書いたものです。

従来、入学時と毎年7月に申請書類及び課税証明書等の税額証明書を提出する必要がありましたけれども、マイナンバー導入の後につきましては、入学時にマイナンバーを提出すれば、その後の提出は不要となります。また、一度認定されますと申請書の提出も不要になりまして、対象者かどうか判断できるということになります。もしマイナンバーの提出を希望しない場合につきましては、今までどおり課税証明書等の税額証明書等で申請するということも可能にしております。

なお、参考として一番下のところに高等学校等就学支援金制度そのものを書かせていただきました。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

鯉渕教育長

所管課からの説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等はございますか。

森委員

御説明をありがとうございます。いろいろと手続が変わる関係で必要な改正ということは理解できましたが、変わることで何か懸念されることや、今までと変わってくることはありますか。

奥田国際教育
等担当部長

制度の適用そのものは特に変更がございませんので、大きな懸念というものはございません。保護者の方につきましては、一度マイナンバーを提出いただければ今までのように毎年度税額書類を出す必要がございませんので、保護者の方にとってはメリットが一定あるのではないかと思います。一方で、データは当然権限のある人間がパスワードでしか見られない状態ですけれども、大きなデータを扱いますので、そういったデータにつきましては取り扱いを十分注意するように

していきたいと考えております。

鯉渕教育長

ほかにございますか。

ほかにご意見等がなければ、教委第74号議案については、原案のとおり承認いただいでよろしいですか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。

次に、教委第75号議案「横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について」、所管課から説明いたします。

久米職員課長

職員課長の久米です。よろしくお願いいたします。

では、教委第75号議案「横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について」です。1枚おめくりください。2ページです。平成31年度の組織機構改革に伴い、横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正したいので提案するものでございます。

それでは、別紙を説明用につけておりますので、こちらを御覧ください。

改正の趣旨です。第3期教育振興基本計画の推進、それから組織の明瞭性を高めるために実施します平成31年度の機構改革に伴いまして、部署の名称、それから所管する業務を変更するものです。

2番です。主な改正内容といたしましては、指溝部を学校教育企画部に、指導企画課を小中学校企画課に名称を変更いたします。これに伴いまして、指導部長の充て職もこちらの規則に定められておりますが、そちらも学校教育企画部長ということで変更いたします。

2点目です。外国語等教育の見直しに伴い、国際教育課を廃止し、次のとおり国際教育課の業務を移管いたします。まずアです。日本語支援、国際理解教育等に関する業務を、新しくできます小中学校企画課へ移管。イです。外国語教育に関する業務を教育課程推進室へ移管いたします。

3点目です。地域と学校に関する業務を集約するため、生涯学習文化財課から家庭教育に関する業務を、学校支援・地域連携課地域連携係に移管いたします。事務分掌規則には明記されている項目ではございませんが、下の米印にありますとおり、今回の機構改革で学校支援・地域連携課には指導企画課の学校運営協議会、健康教育課で今やっておりますスクールゾーン、通学路関係、総務課でやっております学校の防犯に関する業務も集約していきます。

4点目です。高校教育課から奨学金及び授業料等に関する業務を、小中学校の就学支援金業務を所管する学校支援・地域連携課就学係に移管いたします。

そのほか、視聴覚センターの廃止に伴う業務の整理も今回の規則で整えております。

施行期日は平成31年4月1日を予定しております。

お示ししております案文の中で、7ページから12ページに、今申し上げました改正内容を反映しました新旧対照表がついております。また、3ページから6ページに改正文案ということで載せております。

説明は以上です。御審議よろしくお願いいたします。

鯉渕教育長

所管課からの説明が終了しましたが、何か御質問・御意見等はございますか。

- 中村委員 ありがとうございます。国際教育課が独立していたことにはそれなりの意味や意義があったと思いますが、今回、小中学校企画課に移管するということがどのように理解したらよろしいでしょうか。
- 久米職員課長 今回、小中学校企画課に移管ということと、外国語教育に関するものを教育課程推進室に移管するという2つに分けております。国際教育課では、この2つの側面の業務をスピードアップして強力に行っていくということで所管していましたが、特に外国語教育に関するものにつきましては、英語の教科化等に当たりまして、教育課程推進室でほかの教科と一体的に進めていく時期が来たと判断いたしまして、今回このような組織に変えるということにしております。
- 中村委員 小中学校企画課の業務内容がものすごく今までも多かったのに、さらに多くなるのではないかという危惧を抱きます。今、学校の働き方改革だけではなく、教育委員会事務局もそういうものが求められている中で、この機構改革をすることによって、それなりの人の充て方ですとか、組織の改革ということで過重な負担にならないようにという配慮はあるのでしょうか。
- 久米課長 基本的には国際教育課の今の体制をそれぞれの課に分けていくこととなりますので、人と仕事と一緒に移るということとなります。小中学校企画課につきましては、業務の範囲が広がりますので整理は必要と考えておりますが、すごく減って厳しくなるということではありません。
- 宮内委員 こういった事務分掌規則の改正をする際には、その狙いを明らかにしてほしい。今ある組織と新しい組織の比較をつけ、改正の趣旨を文書で表現し、対照表などを使い、新旧比較をわかりやすく説明してほしい。組織の明瞭性を高めるために一言で言わずに、関係者、また外部の人たちが理解しやすいような表現をしたほうが良いと思います。
- 森委員 御説明ありがとうございます。第3期の教育振興基本計画自体は皆さんで議論しながら作ってきましたけれども、実際にそれを実行していくに当たっては、こうやって組織を変えて、スピードを上げて進めていくことがとても大事だと思うので、スピーディーに組織を変えていることは大事なことだと思います。一応確認ですが、これから学校だけで教育というのではなくて、地域と学校を含めて、学校といろいろな機関が連携していくことがすごく大事な時代になってくると思います。主な改正内容の3番にある家庭教育に関するものが、学校支援・地域連携課地域連携係に移管するということですか、それ以外にも学校運営協議会、スクールゾーン、学校の防犯が全てここに集約されていくということですが、そうすることによって何かしら学校と連携したいという機関がいたときに、これらの関係に限らず、ここに連絡すればまずは受けてもらえるという理解をしてよいのでしょうか。念のための確認でございます。
- 久米職員課長 ありがとうございます。学校と、学校の周りの地域の方から連携したいというようなことでいきますと、こちらの課でまず受け止めるということになると思います。ただ、学校との連携ということでも非常に幅が広く、地域なのか、どうなのかということもあるかと思しますので、そういったことにつきましては、今度は小中学校企画課ということで、小学校・中学校に関するものを幅広く所管する部署ができますので、こちらのほうで受け止めて整理していくということもで

きるのではないかと考えております。

森委員

私もここに関わるようになって、いかに予算がタイトなのかということもわかってきましたが、例えばいろいろな機器の寄附だったりとか、学校にもっと自分たちが関わることのある企業も含めて、学校単位だけでなく、教育全体にもう少し連携していきたいというところが出てきたときの受け皿がしっかりあるということ、しかもわかりやすいことはとても大事なことだと思いますので、そういったことの発信も組織改正に伴ってしっかりしていただけたらと思います。

以上です。ありがとうございます。

鯉淵教育長

よろしいでしょうか。

ほかに御意見等がなければ、教委第75号議案につきましては、原案のとおり承認いただいてよろしいですか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。

次に、教委第76号議案「横浜市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部改正について」、所管課から説明いたします。

久米職員課長

職員課が続きます。1枚おめくりいただいて、2ページを御覧ください。提案理由です。再任用短時間勤務職員の勤務別及び勤務時間を変更するなどのため、こちらの規程の一部を改正したいということでございます。こちらも後ろにつけております説明資料を御覧ください。

改正の趣旨です。より安定した業務遂行体制を各職場で柔軟に図れるように規程を改正します。

2番の改正の内容です。まず1点目ですが、中央図書館のカウンター業務体制の安定化を図るために、サービス課の再任用職員の勤務時間の設定を増やして、開館時間中のシフト勤務を可能にするというものでございます。下の表を御覧ください。現在、再任用短時間勤務職員の勤務時間の設定につきましては、調査資料課につきましては、甲乙丙と3パターンございます。こちらでシフト勤務を可能とすることにしております。サービス課につきましては、これまで1つの枠設定でしたが、右側でございますとおり、調査資料課と同様の3パターンの時間設定を可能とするものでございます。

2点目です。この規程の中では、勤務別、休憩時間及び勤務を要しない日の割り振りを定める者を、教育長としておりましたが、所属長、もしくは学校については学校長及び校長代理とすることで、機動力といいますか、判断を速やかに行うというようなことを実現するためにこういった改正をしたいと考えております。

施行期日は平成31年4月1日です。

こちらにつきましても4ページから6ページに新旧対照表をつけております。3ページに改正文をつけております。

説明は以上です。御審議よろしく申し上げます。

鯉淵教育長

所管課からの説明が終了いたしました。何か御質問・御意見等はございますか。

森委員	御説明ありがとうございます。改正の内容の2番ですが、すごく大事なことが書いてあるように思います。休憩時間及び勤務を要しない日の割り振りを定める者を学校長が決められるということで、この背景というのはどのようなことがあるのか、もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。そうしようとなった背景です。お願いします。
久米職員課長	決裁等で教育長としていることにつきましては、やはり各所属のほうの判断に基づいて動くのが勤務の設定のしやすさということでは利便が高いといえますか、ニーズもございまして、今回、下位におろしていくという形にしております。
森委員	例えば、どんな方がこれによって助かるというか、うれしいのですか。先生方の働きやすさにつながるという理解でよろしいですか。
久米職員課長	大変申し訳ございません。今回の規程の対象には、学校の教職員は入っておりませんで、学校用務員、学校給食調理員ということになります。すみません。新旧対照表の4ページを御覧ください。第3条に学校に勤務する職員の勤務時間等という決まりがございます。こちらのほうで学校に勤務する用務員及び給食調理員の勤務別等々についてということで書いております。教職員は別の時間規程になりますので、今回は対象となっております。
森委員	ということはいろいろな働き方の方々が、制約のある方々も含めて増えてきている中で、より柔軟に対応できるようにしているという理解ですか。
久米職員課長	働き方も含めて、柔軟に対応できるようにということでは考えております。
鯉渕教育長	ほかに御意見等がなければ、教委第76号議案につきましては、原案のとおり承認いただいてよろしいですか。
各委員	<了 承>
鯉渕教育長	それでは、原案のとおり承認させていただきます。 次に、教委第77号議案「横浜市立学校の校長及び教員の選考に関する規程の一部改正について」、所管課から説明いたします。
渋谷教職員人事部長	教職員人事部長の渋谷です。教委第77号議案「横浜市立学校の校長及び教員の選考に関する規程の一部改正について」、提案させていただきます。 議案の内容につきましては、教職員人事課長から説明させていただきます。
市川教職員人事課長	教職員人事課長の市川です。どうぞよろしくお願ひいたします。 それでは、おめくりいただきまして2ページの提案理由でございます。育児休業代替任期付教員の採用選考を実施することに伴い、関係規程の整備を図る等のため、横浜市立学校の校長及び教員の選考に関する規程の一部を改正したいので提案するものです。 3ページにつきましては改正文ですが、4ページに新旧対照表をつけておりますので、こちらで説明させていただきます。横浜市立学校の校長及び教員の選考に関する規程の左側が現行規程になります。右側が改正案となります。右側の改

正案の第14条「選考によることができる職」に第10号として加えるものです。「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定により任期を定めて採用される者をもって充てる教諭、養護教諭及び講師」、こちらの文を加えるものでございます。

それから、第15条「選考の方法」の2として加えるものです。「前条第10号に掲げる職を対象とする選考は、その名称を育児休業代替任期付公立学校教員採用候補者選考とし、前項及び次条の規定にかかわらず、第4条から第9条まで（第4条第2号及び第5条第2号を除く。）、第12条及び第13条の規定を準用することができる」を加えるものです。

さらに附則として、「この達は、公布の日から施行する」というものを加えるものです。

説明としては以上になります。よろしく願いいたします。

鯉淵教育長 所管課からの説明が終了しましたが、何か御質問・御意見等はございますか。

中村委員 ありがとうございます。若い先生方の大量採用が続いている中で、今どこの学校も産前産後休暇とか育児休業とか、また別に介護は介護としての問題がありますが、そういう方が増えています。なかなか臨時的任用職員の方ですとか、非常勤講師の方が見つからないということで苦慮されている学校が多い中で、こういう制度ができたことによって、少しでも担任がいなくて学校の中でやりくりしているというような状況が改善されるといいなと思います。なかなか人数が多いので採用する上でもまたいろいろと難しい面はあるかと思いますが、ぜひとも進めていただきたいと思います。

以上です。

鯉淵教育長 よろしいでしょうか。

ほかに御意見等がなければ、教委第77号議案につきましては、原案のとおり承認いただいてよろしいですか。

各委員 <了 承>

鯉淵教育長 それでは、原案のとおり承認させていただきます。
以上で公開案件の審議が終了しました。
事務局から、報告をお願いします。

山岸総務課長 事務局から報告いたします。3月1日から3月8日の間に個人の方5名から、市立北綱島特別支援学校に関する要望書が提出されました。これらの要望書につきましては、事務局で対応を調整の上、教育委員会で審議が必要な場合は、次回以降にお諮りしたいと思いますので、委員の皆様は内容の御確認をお願いいたします。

次に、教育委員会会議の日程について、3月1日の定例会におきまして、次回の教育委員会定例会は4月8日月曜日の予定と御連絡させていただきましたけれども、都合によりまして、4月19日金曜日の午前10時からに変更させていただきたいと思います。4月8日月曜日から4月19日金曜日の午前10時からに変更させていただきます。

また、次々回は5月を予定しております。5月の教育委員会定例会は、5月10日金曜日の午前10時から開催する予定でございます。

以上です。

鯉渕教育長

皆様、よろしいでしょうか。次回の教育委員会定例会につきましては、4月19日金曜日の午前10時から開催する予定です。また、5月の教育委員会定例会は、5月10日金曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知いたしますので御確認ください。

次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴の方は御退席願います。また、関係部長以外の方も退席してください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

教委第78号議案 「横浜市立学校条例の一部改正に関する意見の申出について」
(原案のとおり承認)

教委第79号議案 「横浜市教職員第一健康審査会委員及び横浜市教職員第二健康審査会委員の委嘱について」
(原案のとおり承認)

教委第80号議案 「教職員の人事について」
(原案のとおり承認)

教委第81号議案 「教職員の人事について」
(原案のとおり承認)

教委第83号議案 「教職員の人事について」
(原案のとおり承認)

教委第84号議案 「教育委員会事務局職員の人事について」
(原案のとおり承認)

教委報第3号 「教育委員会事務局職員の人事に関する臨時代理報告について」
(原案のとおり承認)

鯉渕教育長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会臨時会を閉会といたします。

[閉会時刻：午後5時30分]